様式第11号(第1面) (日本産業規格A列4)

事業所ごとに3部作成し、6月3日から6月30日までに 提出して下さい。

※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出 が必要です。(第10面から第14面の記載要領は不要)

※労使協定方式を採用している場合は、労使協定書 (就業規則等引用している場合は、該当箇所の写し) を2部添付してください。

	(日 个 庄 未 外 怕 11 7 1 4 7
	許可番号	派34-00000
許可証に記載されてし	ゝます 事業所枝番号	1
	許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
更新年月日ではありま	きせん しゅうしゅう	•

※労使協定書 = 36協定届ではありません。

労働者派遣事業報告書

(年度報告)

(6月1日現在の状況報告)

提出年月日を記載

令和6年6月○○日

厚生労働大臣殿

提出者は法人の場合は法人名と代表者の氏名、 個人事業主の場合は代表名を記載

株式会社 広島労働局 提出者 代表取締役 広島 一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
1 氏名又は名称	株式会社 広島労働局		
2 住 所	〒 (730-0013) 許可証(登記簿 広島県広島市中区八丁堀5-7		511 - 1066
(ふりがな)	ひろしま いちろう		役 名
3 代表者の氏名(法人の場合)	広島 一郎		代表取締役
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
4 事業所の名称	株式会社 広島労働局		
5 事業所の住所	〒 (730-0013) 許可証(賃貸借契約 :	書等)どおりにビル名階数等	まで記載
3 争未例の任例	広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4	階 (082)	511 - 1066
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 ② 中小企業	総務省・日本標準産業 細分類(主たる業種)で	
7 産業分類 名称	受託開発ソフトウェア業		3911
8 事業年度の開始の日及び当 該事業年度の終了の日		終了した事業年度(決算期)に 引決算の場合 令和4年7月1E	
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無	許可·届出番号 34	-2-00000
10 親会社の名称		備考	
①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・	・届出番号	
11 請負事業の実施	1 有 2 無	うち構内請負の実施 1) 有 2 無
担当者名:広島 一郎 12 備考 連絡先:082-511-1066	3 3 製造業に分類される事業者であ	あって 構内語色(発注者の	車拳
※労働局記入欄	新構内において自社の雇用する け負うこと)を実施している場合 「1」を「〇」で囲んでください。	る労働者を使用し、生産活動	を請

(1)・・・・決算期末日における人数 (3月末決算の場合 R6.3.31 現在) ① 全労働者は、派遣労働者以外(正社員、契約社員、パート等)も 含めた全従業員数(役員は除く)

 通算雇用期間 ⇒ 派遣元での通算雇用期間(実際に雇用された期間)
 うち同じ職場に1年以上派遣見込み ⇒ 報告対象期間末日現在、派遣先の同じ職場での通算の 派遣契約期間。

(例)3月末決算の場合

R6.1.1 に雇用された派遣労働者が、R6.12.31 まで派遣就業する場合(1年間)、派遣元での通 算雇用期間は3か月だが、同じ職場に1年の派遣見込みがあるため、⑤「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と⑥「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」に計上。

者であることに注意。

様式第11号(第2面) (日本産業規格A列4) ・派遣の実績がある場合記載 I 年度報告 1)派遣労働者数等雇用実績(実 (報告対象期間末日現在) (2) 労働者派遣事業の売上高 ・千円、万円単位や小数点は 使用しないこと。 通算雇用期間 うち同じ職場 诵复雇用期間 うち同じ職場 計 が 1 年以上の 派遣労働者 が1年未満の 派遣労働者 1年以上派 1 年以上派 40, 000, 000 遣見込みの者 遣見込みの者 ※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載 ①全労働者 100 = ①+② ②派遣労働者総計 30 🛈 20 10 2 3 (3)請負事業の売上高 事業所ごとの売上高を記載 ③無期雇用派遣労働者 10 (3) 0 10,000,000 10 10 0 ※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載 4)有期雇用派遣労働者 20 10 10 (5) 3 (6) 30 4 日雇派遣労働者及び登録者のうち雇用されている者も含めること (4) 海外派遣労働者数 (実人数) ⑤日雇派遣労働者 3 ⑥ 登録者 (5) 派遣先に関する事項 報告対象期間内に締結した労働者派遣契約(個別契約)件数。3月末決算の場合は、 ※登録制度のある事業主のみ ①派遣先事業所数 (実数) R5.4.1~R6.3.31 の間に締結した個別契約が対象。例えば R6.4.1から1年間の派遣を R6.3月中に締結した場合は、「6月を超え12月以下のもの」に計上。 ②労働者派遣契約の期 労働者派遣契約が 1日を超え7日 7日を超え1月 1月を超え2月 2月を超え3月 3月を超え6月 6月を超え12 1年を超え3年 3年を超えるも 総件数 1日以下のもの 下のまの 以下のもの 以下のもの 以下のもの 以下のもの 月以下のもの 以下のもの 50 15 0 5 3 10 15 0 派遣実績がない場合〇印を記載 (6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績 雇入時または作業内容変更時に 実施が養務付けられている教育。 該当者がいなければ記載不要。 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育 ③主な派遣先事業主(取引額」 氏名又は名称 所在地 教育の内容及び当該内容に係る労 教育の実施主 株式会社△△ 広島県広島市 働安全衛生法又は労働安全衛生規 則の該当番号 教育の方法の 体の別 事業主・ 受講した派遣 1人当たりの 株式会社○△ 広島県呉市 1 座学 2 派遣先 • 労働者数 平均実施時間 3 教育機 2 実技 関・4 その 株式会社□△ 広島県福山市 他 教育の内容 株式会社×C 山口県山口市 5 腰痛防止教育 株式会社口× 鳥根県松江市 1 1 20 1 整理・整頓・清掃 6 1 2 2.0 1 清潔訓練 所在地は区市町村まで記載 7 危険予測訓練 1 2.0 報告対象期間内に派遣契約を締結 労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち、該当する番号「1~8」、 したものの、紹介が次年度になった 同法第59条第2項に該当する場合は「9」、同法第59条第3項に該当する場合は「10」を記載。 場合は、次年度に計上 ホ なお、第5号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があるため必ず記載するこ その他の教育訓練(①及び(11) に係るものを除 (7) 紹介予定派遣に関する事項 訓練の方法の 訓練の実施主 訓練費負担の 賃金支給の別 イ 紹介予定 ロ 紹介予定 ハ 紹介予定 バ 遣に係る労働者派遣契約働者派遣をし 職業紹介を定 ト 労働者 数 た 労働者 数 (人) 体の別 平均宝施時間 紹介予定派遣 無償(実 1 有給(無 訓練の内容 で職業紹介を経て直接雇用に結びつ 1 OJT 2 派遣先・ 3 訓練機 労働者数 2 OFF-JT 閣 その他 有僧 無給 コンプライアンス研修 5 2 4 4 派遣期間終了後も継続して就業する ことを希望している者(雇用安定措置 対象者)で、「3年見込み」は法的義務 第6面のキャリアアップに資するもの以外の教育訓練を行った場合に記載

8) 雇用安定措置(沒	去第3	30条)	のき	 美績	٦.	報告	对家:	期间:	木口	児仕	の天	人蚁	Ca	ා ල (1)491	州	雇用》	水道艺	7 (9 0) -	百の種	器町と	一取	しません	ν.	7月 第1日	Cac		-CI-/2	EAD.		
				第 1	. 号♂)措置				第:	2 号の	排置				第()	3 号 Ø 派遣元)措置で派遣		第	4号6		(その作 じた人数		置)	第 1	最か	ら第4			
期間	対象 者数	快派造 女	労働	の正	直接層	: 先へ 雇用の ご講じ	うた	[用さ	遣先 れた	先の	が たな の提供 ごた人	:) た	う派	ち、新 豊先 ⁻ た人数	で就業	労(働者以 者とし 用)を	外の労	教育用名	まのも	東(雇 すした っのに	ルロント	予定派 2)	遣左の	記以外のそ 他の措置	号ま	での	いずれ	,	備考	
計		30			4			3			15			5	Τ		8			6			2				2			48	
3年見込み		3			2			2			1						1													ブ剤の	
2年半から3年未満見込み		5			1						2			1	П		1			2							1		$\overline{\mathcal{F}}$	の計は必ず	
2年から2年半未満見込み		3	Ī								2			1			1			1										必ず	
1年半から2年未満見込み		5									2				Π		2			1		i	1				1			_ 致	
1年から1年半未満見込み		4									2			1	Τ		1			1			1							します	
1年未満見込み(※1)		10	ļ		1			1			6			2	j		2			1	į						Ĺ)		す。	

期間制限の例外である無期雇用派遣労働者・60歳以上の者は記載不要。 報告対象期間末日現在の実人数である(1)④有期雇用派遣労働者の総計と

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

派遣労働者の賃金欄は、労働の対価として派遣労働者に支払われた 全ての賃金(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与など)を記載

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

協定対象派遣労働者の賃金額を記載 (対象者がいない場合は空欄)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

① 未伤所抓追杆並及び抓進	1月別日の貝亚(口住が追り動台で	15/1 /)		7			
複数の業務に派遣されて	派遣料金	(1日(8時間当た	とり) の額)		派遣労働者の賃	8時間当たり)の額)		
はない来物にが過ごれている者は、主たる業務に のみ記載	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象派遣労働		協定対象派遣労働者
全業務平均 ~99の合計額/記載業務の合計数	17, 500 ①	23, 000 ②	17, 333 ③	12, 000	15, 000	15, 000	12, 667	12, 667
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員			縦列の金額の	単純平均 (小数)	点以下四捨五入)であること	:.	
03 法人・団体管理職員		(例)派遣料金 ①派遣労働	者平均 17,	500=(27,000+	12,000+17,000	+14,000)	÷4	
04 その他の管理的職業従事者		②無期雇用》 ③有期雇用》	派遣労働者 23, 派遣労働者 17,	000=(32,000+ 333=(23,000+	·14,000) ÷2 ·12,000 +17,000)÷3		
05 研究者		1		<u> </u>	<u> </u>	I		
06 農林水産技術者	В:	給や時給ではな	/ 100時間以	+U0				
07 08 製造技術者		間で時間ではない 額(消費税を含む		1290)				
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	27, 000	32, 000	23, 000	20,000	22,000	22, 00	18,000	18, 000
11 その他の技術者								
12 -1 医師	_							
12 -2 薬剤師		「12~14 医師	薬剤師、歯科医	師、看護師 1等の	の医療従事者に	ついては. 4	紹介予定派遣	
12 -3 歯科医師、獣医師		や産前産後休ま	集の代替等の場	合にのみ派遣す	ることが認められ	れていること	に留意。	
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								1
14 -1 診療放射線技師	派海生か	ら得た <mark>派遣料金</mark>	, -					
14 -2 臨床検査技師	の総額(注	背費税を含む)	· - ×8時間 _		派遣労働者の負	金の総額		
14 -3 その他の医療技術者	派遣労働	者の 総労働時間			派遣労働者の	8労働時間	━ ×8時間 	
15 その他の保健医療従事者	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H -> 40>3 B0 - 11-	'					
16 社会福祉専門職業従事者	-		-					
17 法務従事者	全派遺労	動者、無期雇用、	有期雇用、		全派遣労働者、協定対象、それ	無期雇用、	有期雇用、	
18 経営・金融・保険専門職業従 事者	- それぞれ	十算式を当ては&			MM XC X 1 55 C 1 0		以下四捨五入)	
19 教員	-	(小数点以下	`四括五人)			() 30(7)		
20 宗教家								
21 著述家,記者,編集者								
22 美術家,デザイナー,写真 家,映像撮影者		総務省	· 日本標準職業:	分類(中分類)に	基づく職種別に	算出して記	載.	
23 音楽家,舞台芸術家		†┖──		1				
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12, 000		12, 000	8, 000			8,000	8, 000
			17, 000	12,000			12,000	12,000
26 会計事務従事者	17,000		+	1				
	17, 000							
27 生産関連事務従事者	17, 000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者 28 営業・販売事務従事者		14, 000		8,000	8,000	8,000		
26 会計事務従事者 27 生産関連事務従事者 28 営業・販売事務従事者 29 外勤事務従事者 30 運輸・郵便事務従事者		14, 000		8,000	8,000	8,000		

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金(1日(8時間当力	こり) の額)	派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)								
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者				
32 商品販売従事者												
33 販売類似職業従事者												
34 営業職業従事者												
35 家庭生活支援サービス職業従事者												
36 介護サービス職業従事者												
37 保健医療サービス職業従事者												
38 生活衛生サービス職業従事者												
39 飲食物調理従事者												
40 接客・給仕職業従事者												
41 居住施設・ビル等管理人												
42 その他のサービス職業従事者												
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	_	_	_	_	_	_	_	_				
16 農業従事者												
17 林業従事者												
48 漁業従事者												
19 50 生産設備制御・監視従事者												
51 機械組立設備制御・監視従事者												
52 53 製品製造・加工処理従事者												
54 機械組立従事者												
55 機械整備・修理従事者												
56 57 製品検査従事者												
58 機械検査従事者												
59 生産関連・生産類似作業従事者												
60 鉄道運転従事者												
61 自動車運転従事者												
62 船舶・航空機運転従事者												
63 その他の輸送従事者	—— 「66 建 — 郵覧	設従事者(建設 (建築)上業務共	9躯体工事従事 今まれているこ	者を除く)」、「67 ¶ とに留意。	電気工事従事者	針等については	,					
64 定置・建設機械運転従事者	ньи			CIC EL 265 0		1						
65 建設躯体工事従事者	/		_	_		_	_	_				
66 建設従事者(建設躯体工事従事者 を除く)												
を除く) 67 電気工事従事者												
68 土木作業従事者	_		_	_		_	_	_				
98 工不作来化争名 69 採掘従事者								_				
70 連搬従事者												
71 清掃従事者			- ·- ·	the title and the second of the second	A # 1 =====	┪						
72 包装従事者 72 その他の運搬・清掃・包装等従事		99 分類不能の	職業]の場合、	派遣業務内容を	余白に記載							
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者 99 分類不能の職業												

協定対象派遣労働者の賃金額を記載 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇注	派遣労働者の派遣料金		労働者の賃金 間当たり)の額)
		(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	1	30,000	18, 00	19,000
4-1 情報処理システム開発	/	32, 000	22, 00	22,000
4-2 機械設計	/			
4-3 事務用機器操作	/	24, 000	17, 00	0
4-4 通訳、翻訳、速記	_/			
4-5 秘書	_/			
4-6 ファイリング 令第 (小	「4条以外の業務も含む派 数点以下四捨五入)を記 「	・	令第4条以外の業務も (小数点以下四捨五入)	さむ賃金の平均 を記載。
4-7 調査 「令9	第4条に該当しない日雇別 合は、全業務平均のみ間	派遣のみ」	「令第4条に該当しない	日雇派遣のみ」
4-8 財務 の場	合は、全業務平均のみ言	記載してください。	の場合は、全業務平均	のみ記載してください。
4-9 貿易				
4-10 デモンストレーション				
4-11 添乗				
4-12 受付・案内				
4-13 研究開発				
4-14 事業の実施体制の企画、立	<u>"</u> 案			
4-15 書籍等の制作・編集				
4-16 広告デザイン				
4-17 OAインストラクション				
4-18 セールスエンジニアの営業	を、金融商品の営業			
4-19 看護業務				

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	0
書類の備付け	
その他(パンフレットへの掲載)	0

「その他」の場合は、「提供方法」 を記載してください。

提供方法は複数選択可能です。

【令和3年4月1日施行】

マージン率等(※)については、原則として、<mark>インターネットの利用による情報提供が必要</mark>となります。 【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

- (※)事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、 労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間)(注)下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、新たにインターネットによる情報提供が必要となる項目です。

「人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)」による情報提供(無料)も可能です。



3 労働者派遣、職業紹介事業共通 法第32条の16第3項に関する事項



様式第11号(第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

② キャリアコンサルティングの実施状況 -

「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は 厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、必ず 「職務経験あり」か「知見あり」のいずれかに記載してください。

「職務経験あり」 ・人事部門で3年以上の経験がある者 ・過去にキャリアコンサルティングの経験がある者

・過去にキャリアコンサルティング等についての職務経験 はないがその知識を有する者

_									
				計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコン 関する職務経験	サルティングに i・知見のある者
		∌1.) OEF 1094) () (L) (V) (1	との兼任状代	職務経験あり	知見あり
		計		1	1		1	1	
	キャ	リアコンサル	タント				_	_	_
	上	:記以外の担	当者	1	1		_	1	
		営	業職				=		
1		そ	の他	1	1			1	
- 1						•			1

派遣労働者100名あたり 1名以上の派遣元責任者 の選任が必要です。 派遣労働者が101名であ れば、2名の派遣元責任 者を選任してください。

4)

報告対象期間中の派遣労働者の人数

≧派遣労働者数 ≧ 実施を希望した者の人数 ≧ 実施した者の人数

全派遣労働者数	¢		実施を	希望した者	の人数	実加	をした者の,	人数
計	うち無期 派遣労働 者			うち無期 派遣労働 者				うち有期 派遣労働 者
40	10	30	30	5	25	25	5	20

1、2、3 いずれかに〇 その番号ごとに報告書(第6面)を別葉で作成してください。 ※該当のない番号の報告書(第6面)は<mark>不要</mark>

③ キャリアアップに資する教育訓練 1フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

	訓練の内容等	対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1雇入時・2派遣中・3待機中・4月社〇年目・5長期的なキャリア形成を急頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6その他) (下段) 対象となる派遣労働者数 1年目 2年目 3年目 4年目				(受講者数数回実施の (下段) ういろ (各年に	実施時間の 数と数 数場合は、そ 受講者の実 調一のない 十上しない	練1コマの (の合計)) 人数 を複数回受		1 計画 2 OFF 3 OJT		訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし 2 有給 (無給部分あり 3 無給
设告:	対象期間中の人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降	į.	久TEF	┃ ■いずれかの番号	大和齢 アノゼ・	* 1.5
イジ	入職時等基礎的訓練										T-4		で記載してくだ。	
(1)	新規採用者訓練	1				40				L	1	1	1	1
(17	ADTOGRAPHO IN MOTIVIN	10	~		1	10				<u> </u>	備考			
(口)		雇入時	寺、10人]-[4時間:	≺10人	_			⊬	備考			
υΙ	能能別訓練									1		•		
(1)	システム設計・技能研	2	2	2	2	40	40	20	20	LL.	1	1	1	1
(1)	修	10	10	5	5	10	10	5	5	L	備考			
(口)	0A機器操作訓練	2	2	2	2	20	20	12	8	<u>Li</u>	2	1	1	1
		5	5	3	2	5	5	3	2	<u> </u>	備考			
ハリ	能種転換訓練		T			1	,		1	, _				
(イ)	ワークスタイル多様化 研修		2	4	4		20	10	10	├	1	1	1	1
	*/I IS		10	5	5		10	5	5	li	備考			
(口)										ļ —	tate also			
=	皆層別訓練									!	備考			
- 1	10個的訓練		4	4	4	1	20	10	10	╫	1	1	1	1
(イ)	リーダー就任研修		10	5	5		10	5	5	₩	備考	1	1	1
			10	0	0		10		0	ان	VM . 3			•
(口)										╁	備考			
ホ -	その他の教育訓練									┰				
<i>()</i>	1818 de la la 1787 de	2	2	2	2	5	5	3	2	T	1	3	1	1
(1)	ビジネススキル研修	5	5	3	2	5	5	3	2		備考	T		
(ロ)	厚	生労働	大臣が定	める基準	隼を満た	す教育記	練とは	、「訓練	の方法→) 1また	とは2、訓	練費負担→1、賃	[金支給→1」]
	ごとの厚生労働大臣が定 総計」の合計 (a)	どめる基準	を満たす	数育訓練の)「実施時	105	105	55	50	1~3	年目のaの	合計 (c)		265
	ごとの厚生労働大臣が定 数 (b)	どめる基準	を満たす	数育訓練の を人数	受講者の	10	10	5	5	$1 \sim 3$	年目のbの	合計 (d)		25
	労働大臣が定める基準を 実施時間 (a÷b)		「育訓練についます」 小数点以		_	10	10	11	10			労働大臣が定める基 たりの平均実施時間		10
「キ・	ャリアアップに資する教				_	i(1人1問	寺間当たり	平均)						

様式第11号 (第7面) (第8面)

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

実際に6月3日に派遣した労働者の実人数を記載 ※当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く ※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載

- 1 派遣労働者の実人数

法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替) 法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)

① 派遣労働者(日雇派遣労働者	者を除く)の実	人数					
派遣労働者計	5 t	ち、通算雇用期間か	₹1年以上の派遣労働	計者	うち、	通算雇用期間が	1年未満の派遣労働者
令和6年6月3日に実際 に派遣された労働者 (日雇以外)の実人数	無期雇用	派遣労働者 協定対象 派遣労働者	有期雇用派	造労働者 協定対象 派遣労働者	無期雇用派道	置労働者 協定対象 派遣労働者	有期雇用派遣労働者 協定対象 派遣労働者
42 (a)	25 (b)	25	9 (c)	9	2 (d)	2	6 (e) 1
(a)=(b)+(c)+(d)+(e)	1		1		1	1	1 1
② 業務別派遣労働者(日雇派)	豊労働者を除く)の実人数(①の	の内数)				
		計	無期雇用派	造労働者	有期雇用派道	貴労働者	
				協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者	/
01 管理的公務員							
02 法人・団体役員				<u> X</u>	X		
(省略)						-/-	
07・08 製造技術者		1		$\overline{}$			
09 建築・土木・測量技術者		1	A JA		 	7	
10 情報処理・通信技術者		20	20	20	\wedge		
							一人で複数の業務に対し
(省略)							て派遣されている場合は、 主たる業務に記載
25 一般事務従事者		10	2	2	8	8	
26 会計事務従事者	1	2	0	0	2	2	
	<u> </u>			+			
(省略)							協定対象派遣労働者が
51 機械組立設備制御・監視従事者	1						いない場合(派遣先均等・ 均衡方式のみを採用して
52・53 製品製造・加工処理従事者		10	5	5	5		いる場合)は、記載不要
54 機械組立従事者		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
55 機械整備・修理従事者							
56・57 製品検査従事者					•		
58 機械検査従事者		総務省・日	本標準職業分類	(中分類)に基	づく職種別に算出	して記載 	
(省略)							
72 包装従事者	\	「99 分類	不能の職業」の	場合、派遣業務	6内容を余白に記		
73 その他の運搬・清掃・包装等従	事者						
99 分類不能の職業							
◎ 杜内制件来改公主者の中 13	** (Dati**)						
③ 特定製造業務従事者の実人教			4W= MV	* Let 77. 451 = 45.	事業	i所ごとに特定 iの届出が必要	2製造業務への労働者
特定製造業従事者 計	無期雇用?	派遣労働者 協定対象	有期雇用派	協定対象	届出	が無ければ、	「物の製造の業務」へ
		派遣労働者	4	派遣労働者	此別に	はできません	' °
8	4	4	4				
④ 期間制限の対象外となる労働	動者派遣に係る	派書坐働老 (口目	戸派書学価老む吟/	′) の宝 1 粉 (何)の内粉)		
④ 期間制限の対象外となる労働	男日 沢追に旅る	派追労働者 (日) 計	単派追労働者を除く 無期雇用派		有期雇用派遣	貴労働者	
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2			2		
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロ	コジェクト業務)						
法第40条の2第1項第3号ロ(日数	限定業務)						

様式第11号(第9面)

(第9面)⑤⑥⑦ 実際に6月3日に派遣した日雇労働者の実人数を記載 ※当日派遣していない者は除く

※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

	i ~iv に診	ぎ当しない者	i	高齢者	ii 昼	間学生	iii 副業とし	て従事する者	iv 主たる生	計者でない者
日雇派遣労働者 計		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
5	3	1			2	0				

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数(⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者 協定対象 派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数(⑤の内数)

) 日雇派遣労働者の業務別実人数(⑤の内数)		
	日雇派遣労働者	
	•	協定対象 派遣労働者
4-1情報処理システム開発	2	1
4-2機械設計		
4-3事務用機器操作		
4-4通訳、翻訳、速記		
4-5秘書		
4-6ファイリング		
4-7調査		
4-8財務		
4-9貿易		
4-10デモンストレーション		
4-11添乗		
4-12受付・案内	1	
4-13研究開発		
4-14事業の実施体制の企画、立案		
4-15書籍等の制作・編集		
4-16広告デザイン		
4-17O Aインストラクション		
4-18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19看護業務		

(第9面)⑤の人数のうち、 「 i ~ iv に該当しない者」欄の 日屋派遣労働者は、<u>必ずいずれかの業務に該当</u>します。

複数の業務に対して派遣している場合は、 主たる業務に記載

協定対象派遣労働者がいない場合 (派遣先均等・均衡方式のみを採用 している場合)は、記載不要

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数(⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月3日現在の<mark>登録者数</mark> (6月3日当日に派遣されている者を含み、 かつ1年以内に派遣されたことが無い者を除く)

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月3日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働 者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険	27	14	_	1
健康保険	27	14	_	1
厚生年金保険	27	14	_	1

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は 「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」 に人数を含める